

田村市公用車広告掲載募集要項

公用車に掲出する広告について、次のとおり募集します。市内を走行する視認性の高い広告媒体としてご活用ください。

1. 募集内容

- | | | |
|-------------|--|----|
| (1) 掲 載 車 両 | 田村市公用車 7 4 台。(車両一覧は、別紙のとおり。) | |
| (2) 掲 載 箇 所 | 掲載車両の車体両側面。原則として後部ドアとします。 | |
| (3) 広告サイズ | (ア) 車両種別が軽・普通自動車など。
1 台あたり (縦 3 0 c m × 横 5 0 c m) × 2 箇所。
(イ) 車両種別がバスなど。
1 台あたり (縦 4 0 c m × 横 1 0 0 c m) × 2 箇所。
※(ア)、(イ)のいずれも 1 台単位での申込みとします。 | |
| (4) 最低掲載料 | (ア) 車両種別が軽・普通自動車など。
1 台あたり 3, 0 0 0 円 (税抜) / 月。
(イ) 車両種別がバスなど。
1 台あたり 5, 0 0 0 円 (税抜) / 月。 | |
| (5) 掲 載 期 間 | 1 箇月を単位として協議した期間。 | |
| (6) 掲 載 方 法 | ラッピング・フィルム、カッティング・シート等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付とします。車体塗装不可。 | |
| (7) 広告の表示 | 広告には、次の事項について、明確に表示してください。
(ア) 広告主の名称及び連絡先。
(イ) 縦 5 c m × 横 8 c m 以上の大きさで <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>広告</td></tr></table> と表示。 | 広告 |
| 広告 | | |

2. 広告掲載の基準

掲載する広告物は次の基準に適合するものでなければなりません。

- (1) 田村市広告掲載要綱第 3 条及び田村市広告掲載基準の規定に準ずるもの
- (2) 車両運行上の支障とならないもの
- (3) その他道路交通安全を阻害するおそれのないもの

3. 掲載の申し込み

申込者は、この募集要項、田村市広告掲載要綱、田村市広告掲載基準及び田村市公用車広告掲載要領をよく確認してください。

その後、提出書類に必要事項を記入し、郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

なお、申し込みに要する費用は申込者の負担とします。

- (1) 提出書類 ①田村市公用車広告掲載申込書（様式第1号）
 ②広告の原稿案（A4サイズ・カラー）
 ③申込者の事業内容が記載された書類
- (2) 提出先 〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2
 田村市役所 総務部 財政課
- (3) 提出方法 郵送又は持参。※郵送の場合、書留扱いとし、「公用車広告掲載
 申込」と封筒に記載してください。
- (4) 申込期間 随時。
- (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く）

4. 決定方法

申込者の先着順に提出された内容を審査して広告掲載の可否を決定します。同日に複数の申込者があった場合は広告掲載料が高い者を選定します。

申込結果については、申込者全員に田村市公用車広告決定通知書を送付します。

5. 詳細情報

- (1) 田村市公用車広告掲載募集要項（このファイル）
- (2) 田村市公用車広告掲載募集車両一覧（PDFファイル）
- (3) 田村市広告掲載要綱（PDFファイル）
- (4) 田村市広告掲載基準（PDFファイル）
- (5) 田村市公用車広告掲載要領（PDFファイル）
- (6) 田村市公用車広告掲載申込書（WORDファイル）
- (7) 田村市公用車広告掲載申込書記入例（PDFファイル）

6. 問合わせ先

田村市役所 総務部 財政課

電 話 0247-81-2118

F A X 0247-81-2522